

2020年9月17日

各位

日本赤十字社兵庫県支部
株式会社 みなと銀行

日本赤十字社兵庫県支部とみなと銀行との「遺言信託等に関する協定」の締結について
～遺贈希望者に対する個別相談窓口の連携開始～

日本赤十字社兵庫県支部(支部長 井戸 敏三)と関西みらいフィナンシャルグループのみなと銀行(頭取 服部 博明)は、本日、「遺言信託等に関する協定」を締結しましたのでお知らせいたします。なお、本協定の締結は、関西の金融機関では今回が初めてとなります。

本協定により、日本赤十字社兵庫県支部に遺贈を希望される方につきましては、当社からのご紹介により、みなと銀行がご相談の窓口となって個別にご相談の対応をさせていただくとともに、必要に応じて当行が信託銀行の代理店^{※1}として取扱う「遺言信託」「遺産整理」などの商品・サービスのご提供をさせていただくことで、円滑なご意向の実現が可能となります。

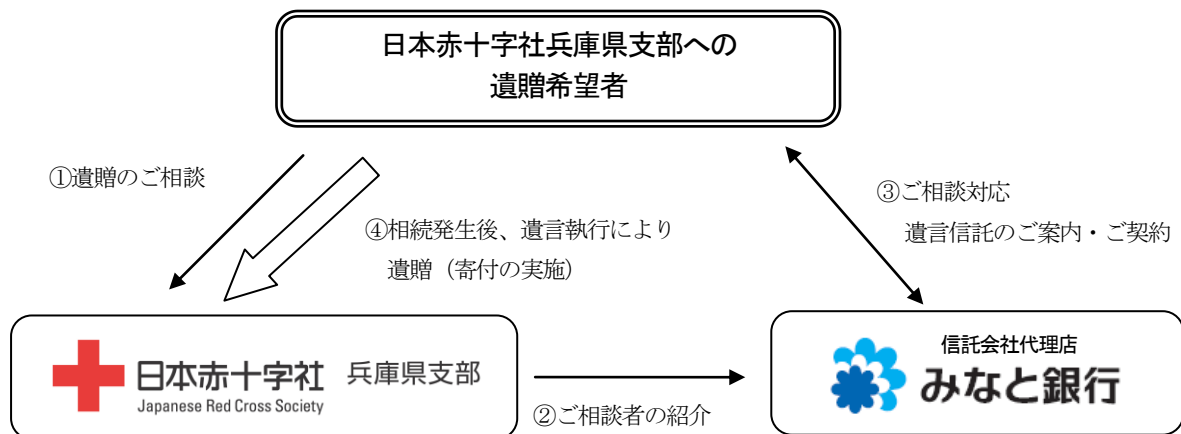
日本赤十字社兵庫県支部とみなと銀行は、本協定の締結を通じてより一層の協力体制を構築するとともに、地域医療の発展、社会貢献に取り組んでまいります。

記

1. 協定の目的

コロナ禍に伴い遺言等に関するご相談が大幅に増加する中、地域医療への支援に向け、日本赤十字社兵庫県支部への「遺贈」^{※2}をご検討されるお客さまのニーズに地域金融機関としてお応えすることを目的としています。

2. 協定のスキーム図



※1 みなと銀行は、株式会社りそな銀行など3社の信託代理店です

※2 遺贈…遺言により遺産の一部または全てを相続人以外の者や団体に無償で譲ること

以上